

江戸川区

中小企業事業資金融資

利子補給、保証料補助制度の概要

令和 8 年度版

◎江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）への補助制度

《保証料補助制度》

対 象 融 資	江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）のうち信用保証協会の保証を利用したすべての融資
補 助 内 容	当該融資について負担した信用保証料の全額
補助額の返還	繰上償還により信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合は、返戻分を区へ返還していただきます。
申 請 手 続 (次頁図参照)	① 融資申込時点で申請書を提出 ② 融資実行後、金融機関の融資結果報告（翌月 10 日までに報告）を受け、補助決定 ③ 融資実行の翌々月支給

《利子補給制度》

対 象 融 資	江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）のすべて
補 給 内 容	対象融資について支払われた利子（返済延滞分は対象外）のうち、下表の本人負担分を超える分の利子を返済完了まで補給します。

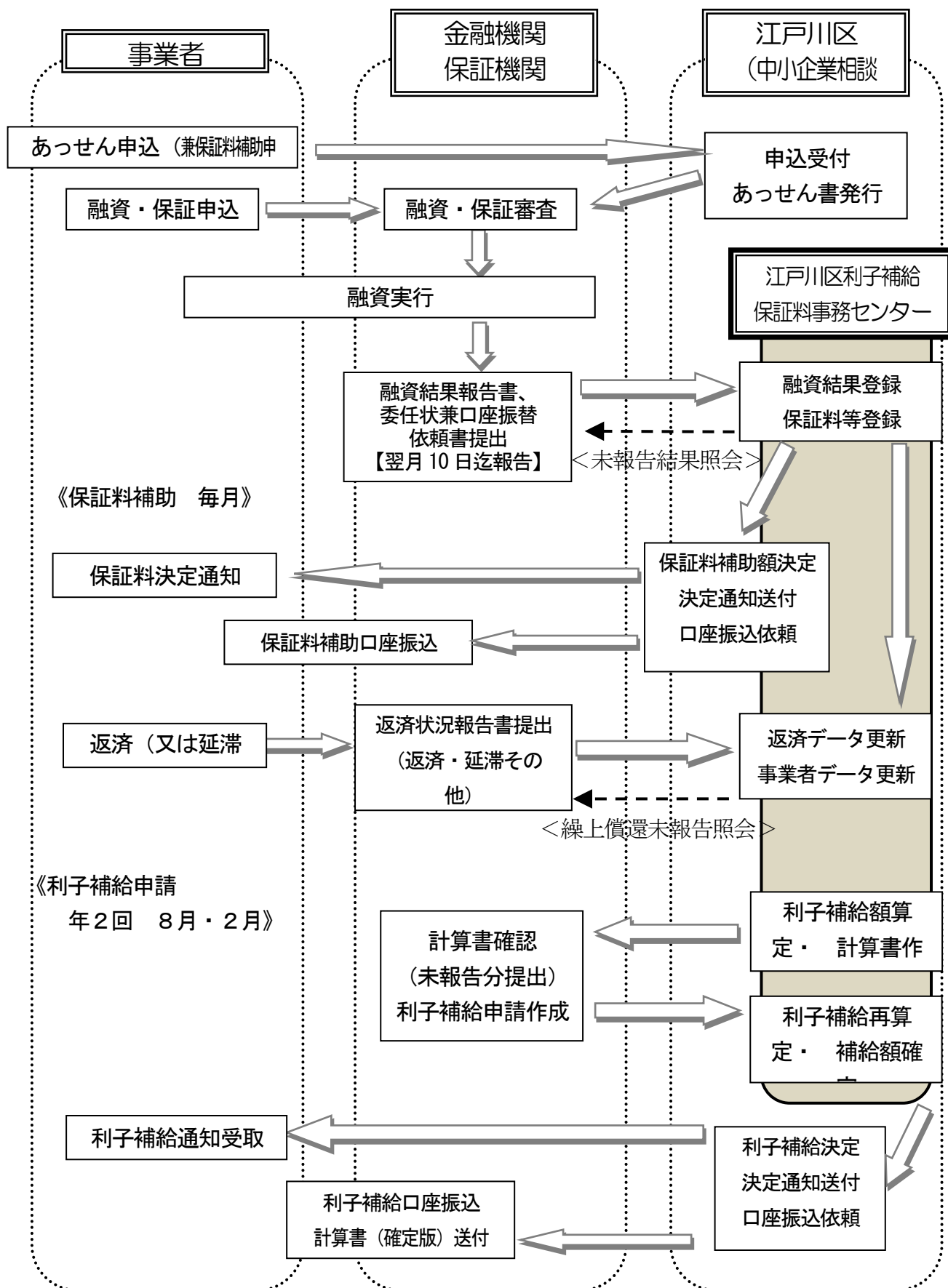
融資種別 () 受付終了制度	本人負担分	利子補給 (R8)
一般融資 マル区・区小口	1. 5 %	0. 5 %
借換融資 区借換・(区改善)	1. 5 %	0. 5 %
特別融資 SDGs・区向上・区店舗・区創業・区団体・区DX・経営安定	0. 5 %	1. 5 %

補給の停止等	区内事業者としての要件を欠いた場合、利子補給の対象外となります。 ➤ 区外転出、廃業、破産など・・・以降申請分について利子補給停止返済条件を変更した場合は、利子補給は次のとおり扱います。 (返済条件は保証料補助申請時の返済予定を基準とします。) ➤ 各月返済額の削減、返済期間の延長・・・従前の条件で補給額算定 ➤ 各月返済額の増額、一部繰入・・・新たな条件で補給額算定
--------	--

申 請 手 続 (次頁図参照)	① 申請者は融資報告時に取扱金融機関（支店長）へ請求手続きを委任 ② 金融機関（支店長）は、取扱融資全件分の利子補給を一括して申請 ※申請時期は年 2 回（1～6 月分＝8 月、7～12 月分＝2 月） ③ 区は金融機関の返済状況報告（翌月 10 日までに報告）に基づき、利子補給額を算定し、補助を決定
--------------------	--

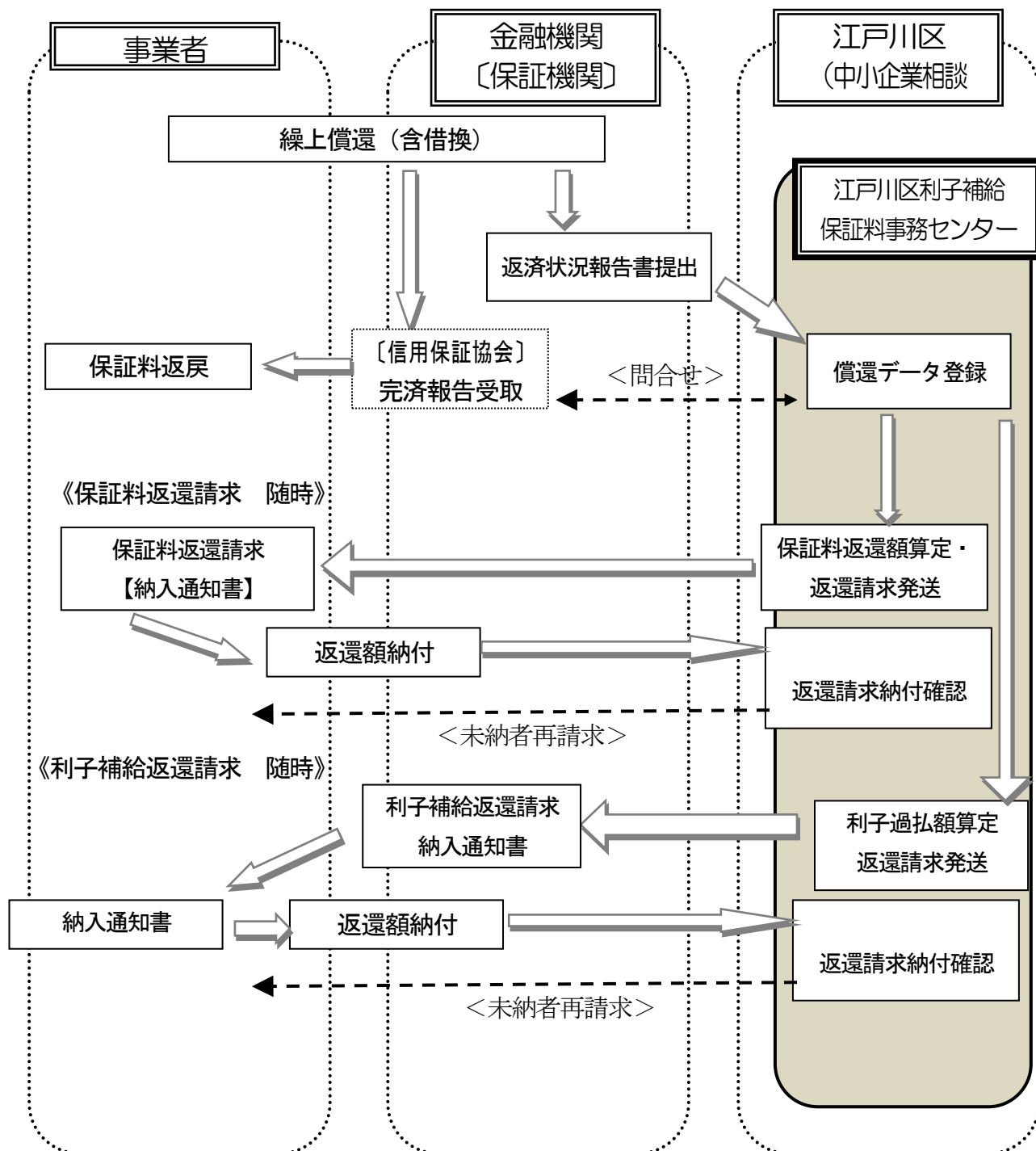
江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）

申込みから利子補給までの流れ



江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）

繰上償還から保証料等の返還請求までの流れ



江戸川区利子補給保証料事務センターの業務

- 融資結果報告及び返済状況報告に基づく融資データの登録・管理
(申請内容についてセンターから事業者、金融機関へ確認する場合があります)
- 保証料補助・利子補給の補助額算定及び口座振込データの作成
- 決定通知の発送事務

事務処理、情報セキュリティなど区の指導のもと、委託事業者が運営します。

江戸川区利子補給保証料事務センター

委託事業者：パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

申請書等の送付先：〒174-0041 板橋区舟渡4-3-1 MFLP LOGIFRONT 東京板橋 405

電話による問合せ：03-4413-8088 対応時間：午前9時～午後5時

申込書、各種報告書、利子補給申請書など書類の提出先について

各種書類の提出先は以下のとおりです。

※原則として、事務センターから提出を依頼した書類は、事務センターへご返送ください。

	手続きの内容	提出書類等	提出・送付先	備考
区あっせん融資関連	あっせん申込み	融資申込書等一式	中小企業相談室 (江戸川区役所)	
	あっせん結果の報告	融資結果報告書、委任状	中小企業相談室 (江戸川区役所)	実行翌月 10 日まで
	同 (補正後再提出)	同上 (補正後)	中小企業相談室 (江戸川区役所)	提出先は、書類の 補正依頼元
			事務センター	
	返済状況(期中管理情報)の報告	返済状況報告書	中小企業相談室 (江戸川区役所)	翌月 10 日まで
	利子補給申請	利子補給申請書、請求書等 返済状況報告書(追加報告分)	事務センター	年2回8月・2月 支店ごとの申請
	事業所実態調査 (利子補給決定通知 郵便戻り事業者)	事業所実態調査票及び 回答に対するエビデンス (法人登記簿謄本等)	中小企業相談室 (江戸川区役所)	年2回4月・10月
	その他の照会依頼	返済状況報告書、添付資料等	中小企業相談室 (江戸川区役所)	
			事務センター	